

公害等調整委員会の動き

(平成31年4月～令和元年6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月16日	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	大阪
5月31日	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	名古屋

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成31年(セ)第5号事件・(ゲ)第4号事件)

平成31年4月2日受付

本件の責任裁定申請事件は、被申請人が、申請人宅の北側に建設した牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、窓を開けられず、吐き気、食事が困難な状況等の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、100万円の慰謝料の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害及び生活の支障が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(平成31年(ゲ)第5号事件)

平成31年4月5日受付

本件は、申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成31年(ゲ)第6号事件)

平成31年4月17日受付

本件は、申請人に生じた耳鳴り、不眠症、ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する専門学校の校舎屋上に設置された高圧受電設備から低周波音を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第1号事件)

令和元年5月8日受付

本件は、被申請人から店舗等を賃借して給油所を運営する申請人が、賃貸借契約締結以前に被申請人が起こしたガソリン漏えい事故の処理が不十分だったため、残留油分と土壌汚染対策法の特定有害物質が地下に残存しており、コールタール回収、汚染土壌処理及び地下タンク再塗装の費用、休業補償費並びに精神的苦痛への慰謝料として、申請人が、被申請人に対し、損害賠償金2082万8973円の支払を求めるものです。

○ 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(令和元年(七)第2号事件)

令和元年5月21日受付

本件は、申請人らが、被申請人の家屋に取り付けられた集中型換気扇及びヒートポンプからの騒音により、なかなか寝つくことができず、慢性疲労感、集中力・思考力の低下及びストレスによる円形脱毛症の発症などの健康被害、並びに騒音による不動産価値の減損等の財産被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計794万8590円の支払を求めるものです。

○ 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

(令和元年(ゲ)第1号事件)

令和元年6月3日受付

本件は、申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス(硫黄化合物)、亜鉛他を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第3号事件)

令和元年6月3日受付

本件は、土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋立てたため、土壌分析を行ったところ、フッ素及びその化合物、水素濃度が規制基準を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死し、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸が汚染されるおそれがあるとして、埋立て実施者である土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛の慰謝料の一部として、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件 (平成31年(ゲ)第2号事件)

① 事件の概要

平成31年2月22日、東京都大田区の住民1人から、隣接する飲食店を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和元年5月7日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。